

平成 29 年度 第 6 回 直方市高齢者保健福祉協議会 議事録

日 時：平成 30 年 2 月 5 日（月）13 時 30 分～14 時 15 分

会 場：直方市役所 5 階 503・504 会議室

出席者：鬼崎会長、河野副会長、阿部委員、丸本委員、中村委員、倉富委員、財部委員、
田中委員、西河委員

欠席者：1 名

傍聴席：なし

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議題
 - 1) パブリックコメントの結果について
 - 2) 地域密着サービス事業所の指定について
4. その他

【資料】

協議資料 No. 2 地域密着型サービス事業所の指定について

当日資料 No. 1-1 今後の高齢者保健福祉協議会について

～ 議 事 ～

1) パブリックコメントの結果について

●事務局

パブリックコメントの結果・介護給付費について説明

○会長

パブリックコメントを実施したところ意見がなかったという報告でした。1月26日に国は介護報酬を0.54%改定するという事、消費税増税分が0.2%ずつということ、処遇改善費のアップということで、直方市では1.64%増になっていくということでした。従って、積立から取り崩して対応していくので、前回示した標準的な保険料には変更がないという説明でした。

○委員

基金の取り崩しということですが、基金が今回85.8%無くなるということは、これから先、基金がない時の赤字分について、市としてはどのように対応していくのでしょうか。

○会長

積立を取り崩して対応していくと、残りがわずかということになるので、次の対応策はという質問ですが、事務局お願いします。

●事務局

まず、基金の考え方というのが、介護保険料は3年間で計画しています。1年目の給付費に比べて3年目の方が高くなります。保険料は3年間を通して一定の金額を払ってもらうことになります。1年目は差し引きするとプラス、2年目にプラスマイナスゼロ、3年目にマイナスになるので、1年目のプラス分で基金に取り貯めたものを3年目で取り崩して精算します。計画期間による給付費の見込みと保険料の収納率によって、計画した以上に入ってきた保険料を積み立てて、3年間で精算することになります。第5期、第6期では基金を取り崩す予定で保険料を設定しておりましたが、その見込み以上に積み立ったということになります。第7期に関しましては、第6期で積み立った基金2億3千万円程度を、次期保険料を設定する際に85.8%取り崩し、3千万円程度を保有額として残したところで精算したいと考えております。第8期に関しては、3年間で基金が無くなる前提で計画を立てていこうと考えております。第7期に関しては、今まで積み上がったものを清算するという考え方で85.8%を取り崩すようにしています。

○会長

元々、介護保険事業計画は3年ごとに計画を立てていきますが、介護サービスの利用料を推計して、1年目が黒字、2年目がプラスマイナスゼロ、3年目が赤字とい

うことで、3年間を通してプラスマイナスゼロというかたちで対応していくことになっております。第5期以降の取組で積み立てているものを第7期で取り崩すかたちで対応し、市民の方にはできるだけ、標準的な保険料が高くなるようにして欲しいということです。

●事務局

もし、赤字になった場合、福岡県の財政安定化基金を借り入れることとなります。次の計画に返済分を含めたところで、保険料の計算をすることとなります。過去には、第2期で借入れを行って、第3期で返しました。

○委員

昨年度からケア会議に関わっておりますが、直方市だけではなく、全国的に要介護度の認定が厳しくなっているとされています。これまでの黒字というのは、基金が貯まったもの、伸びたことで3年間通してプラスになりましたが、財政が不安定になった時に、行政としてはどうしても出る方を抑えるということになるのではないかと危惧がありました。

2) 地域密着型サービス事業所の指定について

●事務局

協議資料 No. 2 に沿って地域密着型サービス事業所の指定について説明

○会長

地域密着型サービス事業所の指定ということで、対象事業は、1つめに定期巡回・随時対応型訪問介護看護、申請法人は有限会社直方メディカルサービス、2つめに夜間対応型訪問介護ということで、同じく有限会社直方メディカルサービスが申請法人で、事業所名称は「夜間対応型訪問介護あおぞら」ということでした。オペレーションセンターや人員を揃えておかないといけないということで、従来の居宅介護サービス、地域密着型サービスとは設備基準や運営基準が違う点がありました。3ページ以降に、確認項目について“適”または該当しない項目もありますが、事務局のチェックでは適正ではなかろうかという説明でした。

○委員

このサービスを受けられる対象者はどなたになりますか。

●事務局

基本的には、直方市内の被保険者が原則になります。定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護については、介護予防の方は定期的に訪問しますので対象には入りません。要介護1以上の重度化された方が対象となっています。ただし、周りに定期巡回等の事業所がないということで、他の保険者の利用者がどう

しても使いたい場合、市町村を通して、同意の上で指定をすることはあり得るかと思えます。

○委員

人員基準に保健師や医師、看護師とあり、これまでの介護保険事業所とは違いますが、常勤しているんですか。

●事務局

夜間対応型訪問介護等のオペレーターの資格確認については、国の基準を直方市でもそのまま準用しておりますが、この基準の中で有資格者という定めにあるのが、医師、看護師、保健師、理学療法士、介護福祉士等の国家資格を有する者が1名配置されていれば、十分、オペレーターとしての機能を持ちます。訪問看護事業所が施設に併設されており、一体的に運営されている場合は、その訪問看護事業所の指定基準をもって、訪問看護サービスの人員配置としてみなす規定があります。看護師や理学療法士、作業療法士等が資格の要件となりますので、かなり専門職の意図が強い施設になるかと思えます。

○会長

地域密着型サービスとして位置づけられておりますので、このサービスを利用する方は、原則、直方市内に住所を有する方ということになっています。夜間対応型訪問介護等は採算の問題もあり、近隣の自治体から利用の希望があった場合は、保険者同士で同意をして、特例としてのサービス利用があり得るということです。

○委員

これまで、日中に訪問介護や訪問看護を行っている事業所であると思いますが、夜間に対応する方と日中に見ている方との連携は成されているのでしょうか。単純に、夜の見回りのようにして、何かあった時に駆けつけるということなのでしょうか。

●事務局

オペレーションシステムは、基本的に有資格者が24時間体制で相談を受けるといふかたちになります。相談を受けた時に、どうしても訪問が必要なのか、お話のみで済むのかという判断があって、訪問しなければならないとなれば、その時に訪問介護員か訪問看護職員を派遣するのか、オペレーターが振り分けていきます。定期巡回については、日中・夜間は問いません。夜間対応型訪問介護は、基本的に夜間対応のみで、相談や面接等は日中行いますが、原則は夜間のおむつ交換など、単発的な定期訪問と随時対応ということになります。定期巡回も同様に、週もしくは日に何回まわることが決められた定期訪問と、別に相談を受けたことによって随時訪問を提供することになります。

○委員

介護保険の利用にはケアマネジャーが中心になっていると思いますが、それとは違う様に感じます。私は薬剤師ですから、病院にどのような治療を受けているのかわからずに、市販の薬を売ることはできません。ケアマネジャーとの連携はこの話に入っていますか。

●事務局

ケアマネジャーとの連携ということですが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護は基本的に個別計画をそれぞれの事業で立てられるため、それに関しては大元の居宅介護サービス計画に基づき、サービスが位置づけられた上で提供していきます。

○委員

それなら、最初からそのようなサービスが必要だということを、居宅介護サービス計画に位置付けておく必要がありますよね。

●事務局

訪問介護は時間や回数等の制限があり、単発でおむつ交換のみ等の場合、回数が増え、それに伴い費用も増えるというようなことが考えられる為、それを踏まえ、身体面・費用面において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した方が良いといった調整等を居宅介護サービス計画に組み込んでいくものと考えられます。

○会長

今年の4月から第7期介護保険事業計画に基づくサービスが提供されるようになって、これまでと少し異なります。訪問介護でも1時間でカウントしていくことなど新しいことも含まれておりますし、特に夜間対応型訪問介護は、どこの市町村でも手を挙げて頂ける事業者が少なく、利用実績があまり期待できないのではないかとということもあり、様子見のままで、本格的な実施に至っていないということもあります。ですが、在宅での生活が継続できるようにしていくためには、サービスの充実も必要になりますので、これからの取組ではないかと思えます。それでは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護の2事業について、有限会社直方メディカルサービスが取り組んでいくということで、ご了承いただけますか。

◎全員

了承する。

○会長

ご承認を頂きましたので、進めてもらいたいと思います。

3) 今後の予定について

●事務局

当日資料 No. 1 に沿って今後の予定について説明

○会長

1 点目の指定更新については、資料にもありますように平成 28 年 4 月から福岡県から事業移管を受けた事業所でありますので、各基準等は精査を受けて指定された事業所の指定更新であるため、事務局の方で書類の精査・現地確認を行い、書面にて皆様方のご意見を賜り、ご承認いただきたいということでした。2 点目は新規指定になりますので、平成 30 年度の 4 月もしくは 5 月に本協議会を開催して、ご意見を賜りたいというお考えでした。

◎全員

了承する。

○会長

それでは、地域密着型通所介護事業者の指定更新については、書面でご審議・ご決裁を頂きます。認知症対応型共同生活介護事業者の新規指定については、今年の 4 月または 5 月に高齢者保健福祉協議会を開催しお諮りします。以上で本日の議事は終了します。

－ 議 事 終 了 －

(41 : 20)